

入所サービス 料金表 (4人部屋)

平成30年度改定 (加算型)
小山田老人保健施設

【4人部屋(1日あたり)】

1単位あたり：10.27円

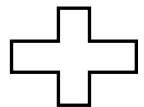
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
保険 給付	1. 施設サービス費	771単位	819単位	880単位	931単位	984単位
	2. 加算					
	在宅復帰・在宅療養支援加算(I)	34単位				
	栄養マネジメント加算	14単位				
	サービス提供体制強化加算(I)イ	18単位				
	その他の加算	別紙の「その他の加算」を参照				
	介護職員処遇改善加算(I)	上記の所定単位数の合計×3.9%				
自費 負担	3. 食費 (4段階：1,430円/1日【朝食 430円 昼食500円 夕食 500円】)					
	第1段階	300円				
	第2段階	390円				
	第3段階	650円				
	第4段階	1,430円				
	4. 居住費 (部屋代)					
	第1段階	0円				
	第2段階	370円				
	第3段階	370円				
	第4段階	500円				



【利用者負担の合計(1ヵ月あたり)】

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負 担合計 (1ヵ月あたり)	第1段階	36,271円	37,828円	39,807円	41,461円	43,180円
	第2段階	50,255円	51,812円	53,791円	55,445円	57,164円
	第3段階	58,159円	59,716円	61,695円	63,349円	65,068円
	第4段階(1割)	85,823円	87,380円	89,359円	91,013円	92,732円
	第4段階(2割)	112,974円	116,088円	120,045円	123,354円	126,793円

※ 負担限度額1段階で生活保護受給者の場合は、市町村の福祉事務所が所得額を計算した上で負担額が0円又は上記より軽減されます。



【日常生活費等】

分類	金額	単位
洗濯代	100円	衣類1点あたり
電気代	100円	1電化製品、1日あたり
理容代	2,000~2,500円	外部業者
文書料(診断書など)	1,000~5,000円	詳細はお問い合わせ下さい

Q：負担限度額の1~4段階とは？⇒食費と居住費の負担軽減制度で、以下の要件に該当する方は市役所に申請が必要です。

負担限度	対象者	
第1段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む) が市民税非課税の老年福祉年金受給者 ・生活保護受給者	かつ、預金額等の合計が1,000万円(夫婦は2,000万円)以下
第2段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む) が市民税非課税で、①課税年金収入額と②合計所得金額と③遺族年金・障害年金収入額の合計額が年額80万円以下の人	
第3段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む) が市民税非課税で、第1段階・第2段階以外の人	
第4段階	・上記以外の人(制度の対象外)	

別紙：その他の加算(入所サービス)

平成30年度改定 (加算型)
小山田老人保健施設

加算項目		単位数	施設が算定可能な加算	ご利用者様が利用される加算
初期加算		30	○	
短期集中リハビリテーション実施加算(3ヶ月以内)		240	○	
認知症短期集中リハビリテーション加算(3ヶ月以内で週3日まで)		240	○	
褥瘡マネジメント加算(3ヶ月以内)		10	○	
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)		450	—	—
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)		480	○	
退所時等支援等加算	試行的退所時指導加算	400	○	
	退所時情報提供加算	500	○	
	退所前連携加算	500	○	
	訪問看護指示加算	300	○	
外泊時費用		362	○	
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)		800	○	
ターミナルケア加算	ターミナルケア加算(死亡日)	1,650	○	
	ターミナルケア加算(2～3日)	820	○	
	ターミナルケア加算(4～30日)	160	○	
経口移行加算		28	—	—
経口維持加算	経口維持加算(Ⅰ)(1月につき)	400	○	
	経口維持加算(Ⅱ)(1月につき)	100	○	
療養食加算(1食)		6	○	
再入所時栄養連携加算(1人につき1回限度)		400	—	—
低栄養リスク改善加算		300	○	
口腔衛生管理体制加算		30	—	—
口腔衛生管理加算		90	—	—
かかりつけ医連携薬剤調整加算		125	○	
緊急時施設療養費	緊急時治療管理	511	○	
	特定治療	—	○	
所定疾患施設療養費	所定疾患施設療養費(Ⅰ)	235	—	—
	所定疾患施設療養費(Ⅱ)	475	○	
認知症ケア加算		76	—	—
若年性認知症利用者受入加算		120	○	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)		3	—	—
認知症専門ケア加算(Ⅱ)		4	—	—
認知症行動・心理症状緊急対応加算		200	○	
認知症情報提供加算(認知症疾患医療センター等への紹介)		350	○	
地域連携診療計画情報提供加算		300	○	
排せつ支援加算(1月につき)		100	—	—
身体拘束廃止未実施減算		90/100	—	—
夜勤体制加算(100名に5名以上の夜勤職員配置)		24	—	—
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)		34	○	○
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)		46	—	—
栄養マネジメント加算		14	○	○
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18	○	○
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12	—	—
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6	—	—
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	—	—
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×39/1000	○	○
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位×29/1000	—	—
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位×16/1000	—	—
	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅱ)×90/100	—	—
	介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅱ)×80/100	—	—

※「○」⇒算定している加算、「—」⇒算定していない加算

入所サービス 料金表 (個室)

平成30年度改定 (加算型)
小山田老人保健施設

【個室(1日あたり)】

1単位あたり：10.27円

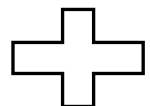
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
保険 給 付	1. 施設サービス費	698単位	743単位	804単位	856単位	907単位
	2. 加算					
	在宅復帰・在宅療養支援加算(Ⅰ)	34単位				
	栄養マネジメント加算	14単位				
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18単位				
	その他の加算	別紙の「その他の加算」を参照				
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	上記の所定単位数の合計×3.9%				
自 費 負 担	3. 食費 (4段階：1,430円/1日【朝食 430円 昼食500円 夕食 500円】)					
	第1段階	300円				
	第2段階	390円				
	第3段階	650円				
	第4段階	1,430円				
	4. 居住費 (部屋代)					
	第1段階	490円				
	第2段階	490円				
	第3段階	1,310円				
第4段階	1,690円					



【利用者負担の合計(1ヵ月あたり)】

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負 担合計 (1ヵ月あたり)	第1段階	48,799円	50,259円	52,237円	53,924円	55,579円
	第2段階	51,535円	52,995円	54,973円	56,660円	58,315円
	第3段階	84,367円	85,827円	87,805円	89,492円	91,147円
	第4段階(1割)	119,631円	121,091円	123,069円	124,756円	126,411円
	第4段階(2割)	144,414円	147,333円	151,291円	154,664円	157,973円

※ 負担限度額1段階で生活保護受給者の場合は、市町村の福祉事務所が所得額を計算した上で負担額が0円又は上記より軽減されます。



【日常生活費等】

分類	金額	単位
洗濯代	100円	衣類1点あたり
電気代	100円	1電化製品、1日あたり
理容代	2,000~2,500円	外部業者
文書料(診断書など)	1,000~5,000円	詳細はお問い合わせ下さい

Q：負担限度額の1~4段階とは？⇒食費と居住費の負担軽減制度で、以下の要件に該当する方は市役所に申請が必要です。

負担限度	対象者	
第1段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税の老年福祉年金受給者 ・生活保護受給者	かつ、預金額等の合計が1,000万円(夫婦は2,000万円)以下
第2段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税で、①課税年金収入額と②合計所得金額と③遺族年金・障害年金収入額の合計額が年額80万円以下の人	
第3段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税で、第1段階・第2段階以外の人	
第4段階	・上記以外の人(制度の対象外)	

別紙：その他の加算(入所サービス)

平成30年度改定 (加算型)
小山田老人保健施設

加算項目		単位数	施設が算定可能な加算	ご利用者様が利用される加算
初期加算		30	○	
短期集中リハビリテーション実施加算(3ヶ月以内)		240	○	
認知症短期集中リハビリテーション加算(3ヶ月以内で週3日まで)		240	○	
褥瘡マネジメント加算(3ヶ月以内)		10	○	
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)		450	—	—
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)		480	○	
退所時等支援等加算	試行的退所時指導加算	400	○	
	退所時情報提供加算	500	○	
	退所前連携加算	500	○	
	訪問看護指示加算	300	○	
外泊時費用		362	○	
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)		800	○	
ターミナルケア加算	ターミナルケア加算(死亡日)	1,650	○	
	ターミナルケア加算(2～3日)	820	○	
	ターミナルケア加算(4～30日)	160	○	
経口移行加算		28	—	—
経口維持加算	経口維持加算(Ⅰ)(1月につき)	400	○	
	経口維持加算(Ⅱ)(1月につき)	100	○	
療養食加算(1食)		6	○	
再入所時栄養連携加算(1人につき1回限度)		400	—	—
低栄養リスク改善加算		300	○	
口腔衛生管理体制加算		30	—	—
口腔衛生管理加算		90	—	—
かかりつけ医連携薬剤調整加算		125	○	
緊急時施設療養費	緊急時治療管理	511	○	
	特定治療	—	○	
所定疾患施設療養費	所定疾患施設療養費(Ⅰ)	235	—	—
	所定疾患施設療養費(Ⅱ)	475	○	
認知症ケア加算		76	—	—
若年性認知症利用者受入加算		120	○	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)		3	—	—
認知症専門ケア加算(Ⅱ)		4	—	—
認知症行動・心理症状緊急対応加算		200	○	
認知症情報提供加算(認知症疾患医療センター等への紹介)		350	○	
地域連携診療計画情報提供加算		300	○	
排せつ支援加算(1月につき)		100	—	—
身体拘束廃止未実施減算		90/100	—	—
夜勤体制加算(100名に5名以上の夜勤職員配置)		24	—	—
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)		34	○	○
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)		46	—	—
栄養マネジメント加算		14	○	○
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18	○	○
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12	—	—
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6	—	—
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	—	—
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×39/1000	○	○
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位×29/1000	—	—
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位×16/1000	—	—
	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅱ)×90/100	—	—
	介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅱ)×80/100	—	—

※ 「○」⇒算定している加算、「—」⇒算定していない加算

短期入所療養介護(ショートステイ) サービス料金表 (4人部屋)

平成30年度改定 (加算型)
小山田老人保健施設

【4人部屋(1日あたり)】

1単位あたり：10.27円

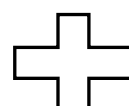
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
保険 給付	1. 施設サービス費	826単位	874単位	935単位	986単位	1,039単位
	2. 加算					
	在宅復帰・在宅療養支援加算(Ⅰ)	34単位				
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18単位				
	その他の加算	別紙の「その他の加算」を参照				
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	上記の所定単位数の合計×3.9%				
自費 負担	3. 食費 (4段階：1,430円/1日【朝食 430円 昼食500円 夕食 500円】)					
	第1段階	300円				
	第2段階	390円				
	第3段階	650円				
	第4段階	1,430円				
	4. 居住費 (部屋代)					
	第1段階	0円				
	第2段階	370円				
	第3段階	370円				
	第4段階	500円				



【利用者負担の合計(1日あたり)】

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負 担合計 (1日あたり)	第1段階	1,237円	1,288円	1,353円	1,408円	1,464円
	第2段階	1,697円	1,748円	1,813円	1,868円	1,924円
	第3段階	1,957円	2,008円	2,073円	2,128円	2,184円
	第4段階(1割)	2,867円	2,918円	2,983円	3,038円	3,094円
	第4段階(2割)	3,804円	3,906円	4,036円	4,145円	4,258円

※ 負担限度額1段階で生活保護受給者の場合は、市町村の福祉事務所が所得額を計算した上で負担額が0円又は上記より軽減されます。



【日常生活費等】

分類	金額	単位
洗濯代	100円	衣類1点あたり
電気代	100円	1電化製品、1日あたり
理容代	2,000~2,500円	外部業者
文書料(診断書など)	1,000~5,000円	詳細はお問い合わせ下さい

Q：負担限度額の1~4段階とは？⇒食費と居住費の負担軽減制度で、以下の要件に該当する方は市役所に申請が必要です。

負担限度	対象者	
第1段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む) が市民税非課税の老年福祉年金受給者 ・生活保護受給者	かつ、預金額等の合計が1,000万円(夫婦は2,000万円)以下
第2段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む) が市民税非課税で、①課税年金収入額と②合計所得金額と③遺族年金・障害年金収入額の合計額が年額80万円以下の人	
第3段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む) が市民税非課税で、第1段階・第2段階以外の人	
第4段階	・上記以外の人(制度の対象外)	

別紙：その他の加算(短期入所療養介護)

平成30年度改定 (加算型)
 小山田老人保健施設

加算項目		単位数	施設が算定可能な加算	ご利用者様が利用される加算
個別リハビリテーション実施加算		240	○	
送迎加算 (片道あたり)		184	○	
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (7日を上限) ※1		200	○	
緊急短期入所受入対応加算 (7日を上限)		90	○	
若年性認知症利用者受入加算 (※1との併用不可)		120	○	
重度療養管理加算		120	○	
重度療養管理加算 (特定介護老人保健施設短期入所療養介護の場合)		60	○	
療養食加算 (1食)		8	○	
認知症ケア加算		76	—	—
認知症専門ケア加算 (I)		3	—	—
認知症専門ケア加算 (II)		4	—	—
緊急時施設療養費	緊急時治療管理	511	○	
	特定治療	—	○	
夜勤職員勤務条件基準を満たさない場合の減算		97/100	—	—
入所定員の超過、または職員等の欠員減算		70/100	—	—
ユニットリーダー配置等体制未整備減算 (ユニット型のみ)		97/100	—	—
夜勤体制加算		24	—	—
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I)		34	○	○
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (II)		46	—	—
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算 (I) イ	18	○	○
	サービス提供体制強化加算 (I) ロ	12	—	—
	サービス提供体制強化加算 (II)	6	—	—
	サービス提供体制強化加算 (III)	6	—	—
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位×39/1000	○	○
	介護職員処遇改善加算 (II)	所定単位×27/1000	—	—
	介護職員処遇改善加算 (III)	所定単位×16/1000	—	—
	介護職員処遇改善加算 (IV)	(II) ×90/100	—	—
	介護職員処遇改善加算 (V)	(II) ×80/100	—	—

※ 「○」⇒算定している加算、「—」⇒算定していない加算

通所リハビリテーション 料金表

平成30年度改定
小山田老人保健施設

【1日あたり】

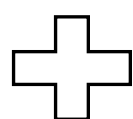
1単位あたり：10.33円

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
保険給付	1. 通所リハビリテーション費	667単位	797単位	924単位	1,076単位	1,225単位
	2. 加算					
	入浴加算	50単位				
	リハビリテーションマネジメント I	330単位				
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6単位				
	その他の加算	別紙の「その他の加算」を参照				
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	上記の所定単位数の合計×4.7%				
自費負担	3. 食費(昼食)	710円				



【利用者負担の合計(1日あたり)】

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担合計 (1日あたり)	負担割合1	1,849円	1,989円	2,127円	2,291円	2,452円
	負担割合2	2,988円	3,269円	3,544円	3,872円	4,195円



【日常生活費等】

分類	金額	単位
紙おむつ	60円	1点あたり
リハビリパンツ	200円	1点あたり
行事参加費	実費相当	—

Q：負担割合1・2とは？

一定以上所得がある人がサービスを利用したときは、利用者負担が1割から2割になります(平成30年8月より、3割負担が導入されます)。要介護認定を受けた人全員に、自己負担の割合(1割または2割)が記載された「**介護保険負担割合証**」が発行されます。介護保険負担割合証の有効期間は、8月1日から翌年7月31日までの1年間で、毎年更新されます。前年の所得によって負担割合が決定します。

負担割合	所得基準
1割	年金収入等280万円未満(合計所得金額160万円未満)。90%以上の方が1割に該当します。
2割	年金収入等280万円以上(合計所得金額160万円以上)
3割	年金収入等340万円以上(合計所得金額220万円以上) ※3割負担は平成30年8月より実施される

別紙：その他の加算(通所リハビリテーション)

平成30年度改定
小山田老人保健施設

加算項目		単位数	施設が算定可能な加算	ご利用者様が利用される加算
短期集中個別リハビリテーション実施加算		110	○	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）/日		240	○	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）/月		1,920	○	
若年性認知症利用者受入加算		60	○	
栄養スクリーニング加算		5	○	
重症療養加算		100	○	
延長加算	8時間以上9時間未満	50	○	
	9時間以上10時間未満	100	—	—
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）/月		330	○	○
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）	開始日から6月以内/月	850	—	—
	開始日から6月超/月	530	—	—
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅲ）	開始日から6月以内/月	1,120	—	—
	開始日から6月超/月	800	—	—
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅳ）	開始日から6月以内/月	1,220	—	—
	開始日から6月超/月	900	—	—
リハビリテーション提供体制加算	3時間以上4時間未満	12	—	—
	4時間以上5時間未満	16	—	—
	5時間以上6時間未満	20	—	—
	6時間以上7時間未満	24	—	—
	7時間以上	28	—	—
生活行為向上リハビリテーション実施加算	開始日から6月以内 /月	2,000	—	—
	開始日から6月超/月	1,000	—	—
生活行為向上リハビリテーション実施を継続した場合 /日		15/100	—	—
栄養改善加算		150	—	—
口腔機能向上加算		150	—	—
中重度者ケア体制加算		20	—	—
事業所と同一建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合又は事業所が送迎を行っていない場合		-94	—	—
社会参加支援加算 /日		12	—	—
「1時間以上2時間未満」で基準を超えた専従常勤PT、OT、STを2名以上配置		30	—	—
通常の事業の実施地域を超えた地域の利用者に行った場合（加算）		5%	—	—
事業所が送迎を行わない場合（片道につき）		-47	○	
入浴介助加算		50	○	○
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18	—	—
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	12	—	—
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	6	○	○
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位×47/1000	○	○
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位×34/1000	—	—
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位×19/1000	—	—
	介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	（Ⅲ）×90/100	—	—

※ 「○」⇒算定している加算、「—」⇒算定していない加算

介護予防通所リハビリテーション 料金表

平成30年度改定
小山田老人保健施設

【1ヵ月あたり】

1単位あたり：10.33円

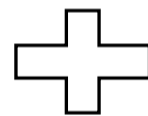
		要支援1	要支援2
保険給付	1. 予防通所リハビリテーション費	1,712単位/月	3,615単位/月
	2. 加算		
	運動器機能向上加算	225単位/月	
	リハビリテーションマネジメントI	330単位/月	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	24単位/月	48単位/月
	その他の加算	別紙の「その他の加算」を参照	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	上記の所定単位数の合計×4.7%/月		
自費負担	3. 食費(昼食)	710円	



【1ヵ月あたり】

		要支援1	要支援2
利用者負担合計 (1ヵ月あたり)	負担割合1	2,478円/月 + 710円(昼食) × 利用回数	4,562円/月 + 710円(昼食) × 利用回数
	負担割合2	4,956円/月 + 710円(昼食) × 利用回数	9,124円/月 + 710円(昼食) × 利用回数

※予防通所リハビリテーションは月当たりの金額設定で固定されており、利用した回数分の昼食代が上乗せされます。



【日常生活費等】

分類	金額	単位
紙おむつ	60円	1点あたり
リハビリパンツ	200円	1点あたり
行事参加費	実費相当	—

Q：負担割合1・2とは？

一定以上所得がある人がサービスを利用したときは、利用者負担が1割から2割になります(平成30年8月より、3割負担が導入されます)。要介護認定を受けた人全員に、自己負担の割合(1割または2割)が記載された「[介護保険負担割合証](#)」が発行されます。介護保険負担割合証の有効期間は、8月1日から翌年7月31日までの1年間で、毎年更新されます。前年の所得によって負担割合が決定します。

負担割合	所得基準
1割	年金収入等280万円未満(合計所得金額160万円未満)。90%以上の方が1割に該当します。
2割	年金収入等280万円以上(合計所得金額160万円以上)
3割	年金収入等340万円以上(合計所得金額220万円以上) ※3割負担は平成30年8月より実施

別紙：その他の加算(通所リハビリテーション)

平成30年度改定
小山田老人保健施設

加算項目		単位数	施設が算定可能な加算	ご利用者様が利用される加算
入所定員の超過、または職員等の欠員減算		70/100	—	—
通常の事業の実施地域を超えた地域の利用者に行った場合		5%	—	—
リハビリテーションマネジメント加算		1,712	○	○
生活行為向上リハビリテーション実施加算	開始日から6月以内 /月	900	—	—
	開始日から6月超/月	450	—	—
生活行為向上リハビリテーション実施を継続した場合 /日		15/100	—	—
若年性認知症利用者受入加算		240	○	
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	要支援1	-376	—	—
	要支援2	-752	—	—
運動器機能向上加算		225	○	○
栄養改善加算		150	—	—
栄養スクリーニング加算		5	○	
口腔機能向上加算		150	—	—
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	運動器機能向上及び栄養改善	480	—	—
	運動器機能向上及び口腔機能向上	480	—	—
	栄養改善及び口腔機能向上	480	—	—
選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700	—	—
事業所評価加算		120	—	—
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	要支援1	72	—	—
	要支援2	144	—	—
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	要支援1	48	—	—
	要支援2	96	—	—
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	要支援1	24	○	○
	要支援2	48	○	○
介護職員改善処遇改善加算	介護職員改善処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位×34/1000	○	○
	介護職員改善処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位×19/1000	—	—
	介護職員改善処遇改善加算（Ⅲ）	（Ⅱ）×90/100	—	—
	介護職員改善処遇改善加算（Ⅳ）	（Ⅱ）×80/100	—	—

※ 「○」⇒算定している加算、「—」⇒算定していない加算